

第 5 次瑞浪市障害者計画
第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画
(計画骨子案)



◆ 目次構成（案）

目次構成案		内容
第1章 計画策定にあたって		
1	計画策定の趣旨	国の動向、法的位置づけ、関連計画、上位計画との関連及び策定方法を記載します。
2	計画の性格・位置づけ	
3	計画の期間	
4	計画の対象者	
5	計画策定の方法	
第2章 障がい者数の現状と制度の動向		
1	瑞浪市の人口の推移	各種統計データから見た本市の現状を記載するとともに、近年の障害者を取り巻く制度改正のポイント等を整理します。
2	瑞浪市の障がい者数	
3	近年の障がい者制度の動向	
第3章 計画の基本的な考え方		
1	基本理念	第1章、2章に基づいて、本計画の基本理念、基本視点施策体系を示します。
2	基本的視点	
3	施策の体系	
第4章 分野ごとの基本計画		
基本目標 1 相互理解と支え合う意識の醸成【共生意識】		基本目標に基づいて、本計画の目標を達成するための施策と具体的な取組を示します。
基本施策（1）広報・啓発の推進		
基本施策（2）差別解消と権利擁護の推進		
基本施策（3）福祉教育の推進		
基本施策（4）地域福祉活動、ボランティア活動の推進		
基本目標 2 療育・保育・教育の連携・充実【療育支援】		
基本施策（1）早期療育と療育支援体制の充実		
基本施策（2）インクルーシブ教育の推進		
基本施策（3）障がい児サービスの充実		
基本目標 3 就労や生きがいづくりの充実【就労支援・余暇活動】		
基本施策（1）障がい者雇用の啓発と就労支援の充実		
基本施策（2）福祉的就労の確保		
基本施策（3）文化芸術・スポーツ・レクリエーション活動の推進		
基本目標 4 生活支援体制の充実【生活支援】		
基本施策（1）相談支援体制の充実と人材育成		
基本施策（2）障害福祉サービスの充実		
基本施策（3）保健・医療サービスの充実		
基本施策（4）親なき後の支援体制の構築		
基本目標 5 安全・安心のまちづくり【環境整備】		
基本施策（1）生活環境の整備		
基本施策（2）情報取得や意思疎通の支援		
基本施策（3）外出時の移動支援		
基本施策（4）防犯・防災体制の整備		

目次構成案		内容
第5章 第7期障害福祉計画～数値目標と見込量の設定～		
1	第6期瑞浪市障害福祉計画の進捗状況	国の基本方針、成果目標、これまでのサービス実績と今後の見込み量及び方針を記載します。
2	第7期計画の成果目標	
3	障害福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策	
4	地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策	
5	その他活動指標	
第6章 第3期障害児福祉計画～数値目標と見込量の設定～		
1	第2期瑞浪市障害児福祉計画の進捗状況	国の基本方針、成果目標、これまでのサービス実績と今後の見込み量及び方針を記載します。
2	第3期計画の成果目標	
3	障がい児支援の必要量の見込みと確保のための方策	
第7章 成年後見制度（成年後見制度利用促進基本計画）		
1	制度の概要と背景	制度の概要と背景、法的位置づけとともに、目的・目標・取り組み施策を記載します。
2	計画の目的	
3	計画の目標	
4	具体的な施策	
	（1）権利擁護支援が必要な人に対する早期支援	
	（2）中核機関の整備・運営	
	（3）協議会の整備・運営	
	（4）利用支援事業と市長申立	
第8章 計画の推進		
1	庁内関連部局の連携	計画の推進と関係機関等との連携、PDCAサイクルに関する体制を記載します。
2	関係機関との連携	
3	計画の進行管理	
資料編		
1	計画策定の経緯	策定に係る体制を記載及び本市が抱える課題の抽出に資するアンケート調査の結果を記載します。
2	瑞浪市障害者計画等推進委員会規則	
3	瑞浪市障害者計画等推進委員会委員名簿	
4	計画策定におけるアンケート調査結果	
5	用語解説	

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

瑞浪市では、「瑞浪市障害者計画」「瑞浪市障害福祉計画・瑞浪市障害児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策の推進に取り組んでいます。

近年の障がい者を取り巻く環境をみると、障がい者や家族等の高齢化により、障がい福祉のニーズは複雑多様化し、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築することが求められてきました。そのような中、令和2年1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、特に、障がい者を含めた脆弱な立場に置かれている人々に大きな影響を与え、地域の交流・見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、社会に内在していた孤独・孤立の問題も顕在化・深刻化しています。

これら近年の社会情勢の変化や障がい者制度の動向、市民のニーズ等を踏まえ、今回瑞浪市では、これまでの取り組みを点検し、第4次瑞浪市障害者計画、第6期瑞浪市障害福祉計画・第2期瑞浪市障害児福祉計画について必要な見直しを行い、「第5次瑞浪市障害者計画」「第7期瑞浪市障害福祉計画・第3期瑞浪市障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

この計画により、瑞浪市の障がい者福祉の向上を図り、「障がいのある人をはじめ誰もが地域とともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」を目指します。

2 計画の性格・位置づけ

(1) 障害者計画

障害者基本法に基づき、瑞浪市における障がい福祉施策の理念や基本的な方針を定めた計画です。国・県の障害者計画を基本とし、さらに瑞浪市における障がい者の現況を踏まえ、保健・医療・教育・社会参加・防災等の各分野からの視点により、瑞浪市の障がい福祉施策の総合的な展開・推進を図るために策定します。

(2) 障害福祉計画

障害者総合支援法に基づき、国の定める基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業を提供する体制の確保が計画的に図られるよう、具体的な数値目標や必要量の見込み等を定めた計画です。「瑞浪市障害者計画」で定める施策方針のうち、特に障がい者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備にかかる具体的な方策や目標値を定めます。

(3) 障害児福祉計画

平成28年5月の障害者総合支援法および平成28年6月の児童福祉法の一部改正により策定が義務付けられた計画です。瑞浪市障害福祉計画と同様、国の定める基本指針に即して定めるものとされており、障がい児支援の提供体制の確保に係る目標や、サービスの種類ごとに必要量の見込み等を定めます。

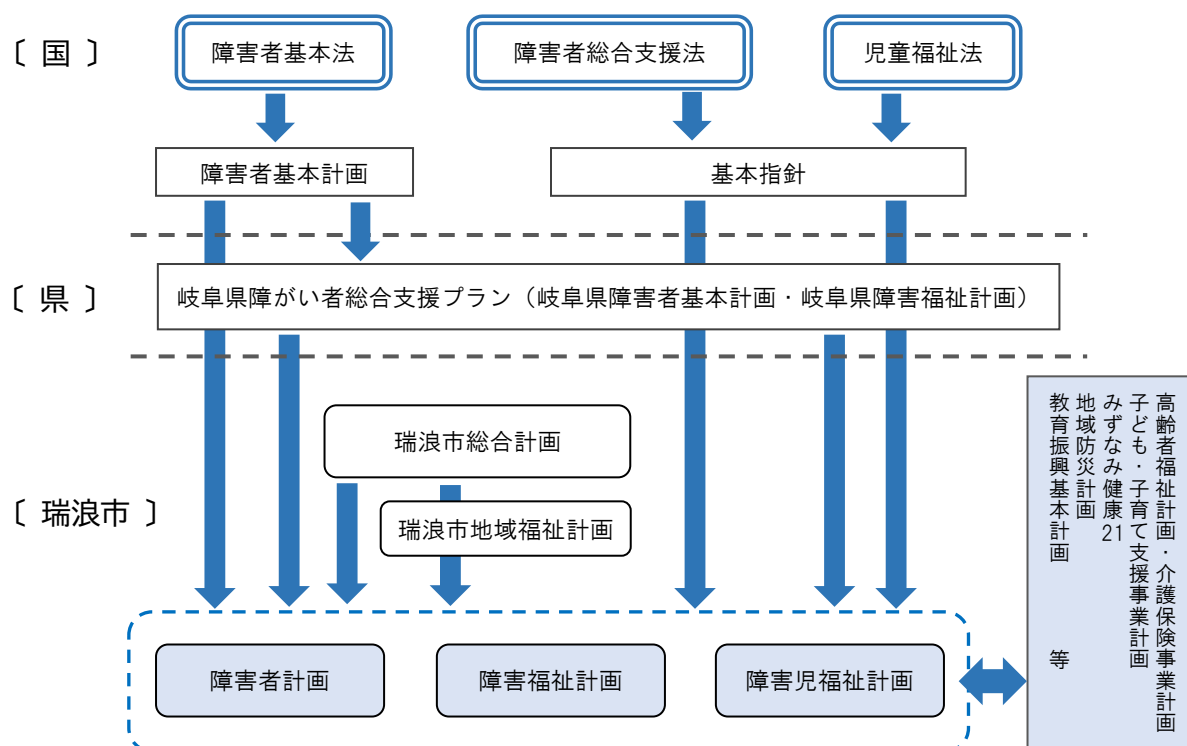
(4) 計画の一体性

瑞浪市では、施策の理念や基本方針を定める「第5次瑞浪市障害者計画」と、サービス確保の具体的な方策等を定める「第7期瑞浪市障害福祉計画・第3期瑞浪市障害児福祉計画」を一体的に策定します。

(5) 関連計画との整合性

本市の上位計画である「瑞浪市総合計画」や「瑞浪市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

図1.1 計画の位置づけと関連計画



3 計画の期間

(1) 障害者計画

「第5次瑞浪市障害者計画」は、令和6年度から令和11年度までの6年間を計画期間とします。

(2) 障害福祉計画・障害児福祉計画

「障害福祉計画・障害児福祉計画」の計画期間は、国の基本指針において3年とされていることから、「第7期瑞浪市障害福祉計画・第3期瑞浪市障害児福祉計画」は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とします。また、国の障がい福祉施策の大幅な見直し等が行われた場合、計画期間中でも見直しを行うこととします。

図1.2 計画期間

	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障害者 計画	第4次						第5次					
障害福祉 計画	第5期		第6期			第7期						
障害児福祉 計画	第1期		第2期			第3期						

4 計画の対象者

「障がい者」とは、障害者基本法に規定する障がい者や、障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障がい者を示しています。共生社会の実現のためには、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が必要であるため、本計画は、すべての市民を対象とします。

なお、法律上の障がい者の定義は、以下のとおりです。

【障害者基本法における定義】

第2条において、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」と定義しています。

【障害者総合支援法における定義】

第4条において、障がい者・障がい児を次のとおり定義しています。

- 「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」
- 「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者

支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く)のうち18歳以上である者」

- 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者」
- 「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」(満18歳に満たない者を指す)

5 計画策定の方法

(1) 障がい者をめぐる現況の整理

計画の前提となる基礎数値や障がい福祉施策を推進するための地域資源等の情報を収集・整理するとともに、関連法令や制度等の動向を整理し、瑞浪市における障がい者を取り巻く現況を把握・分析しました。

(2) アンケート調査の実施

生活上の課題の状況、サービスの利用状況および利用意向、障害者施策に対する要望等を把握するため、「障がいのある方への調査」と「一般調査」の2種類のアンケート調査を実施しました。

	障がいのある方への調査	一般調査
調査対象	瑞浪市在住の障害者手帳所持者及び障害福祉サービスを利用されている方から無作為抽出(1,000人)	瑞浪市在住の18歳以上の方から無作為抽出(1,000人)
実施期間	令和4年11月11日～12月8日	
実施方法	郵送配布・郵送回収	
設問数	53問	23問
有効回答数	584件(有効回答率58.4%)	476件(有効回答率47.6%)

(3) 団体ヒアリングの実施

当事者団体・ボランティア団体・サービス提供事業者等に対し、活動上の課題、障がい者施策に対する意見等の収集を行いました。

	当事者団体・ボランティア団体	サービス提供事業者
調査対象	12団体	37団体
実施期間	令和5年2月	
実施方法	郵送配布・郵送回収	
設問数	6問	7問
有効回答数	12件(有効回答率100%)	22件(有効回答率59.5%)

(4) 現行計画の進捗評価

① 施策・事業の実施状況の点検・評価

施策評価シートを使って現行計画に掲げる施策・事業の取り組み状況を点検・評価し、次期計画における施策の方向性を検討する際の基礎資料としました。

② 障害福祉サービスの給付実績等の分析

現行計画に掲げる目標値の達成度を確認するとともに、障害福祉サービス給付実績の分析と地域生活支援事業の実施状況の確認を行い、次期計画に向けたサービス見込み量の設定とサービス提供の確保の方策を検討するための基礎資料としました。

(5) パブリックコメントの実施

令和6年*月*日から*月*日にかけて、本計画の策定内容に関して広く市民の意見を取り入れるため、パブリックコメントを実施しました。

(6) 瑞浪市障害者計画等推進委員会の設置

関係団体の代表者等や有識者、公募による市民などにより構成する「瑞浪市障害者計画等推進委員会」において、計画内容等について検討を行いました。

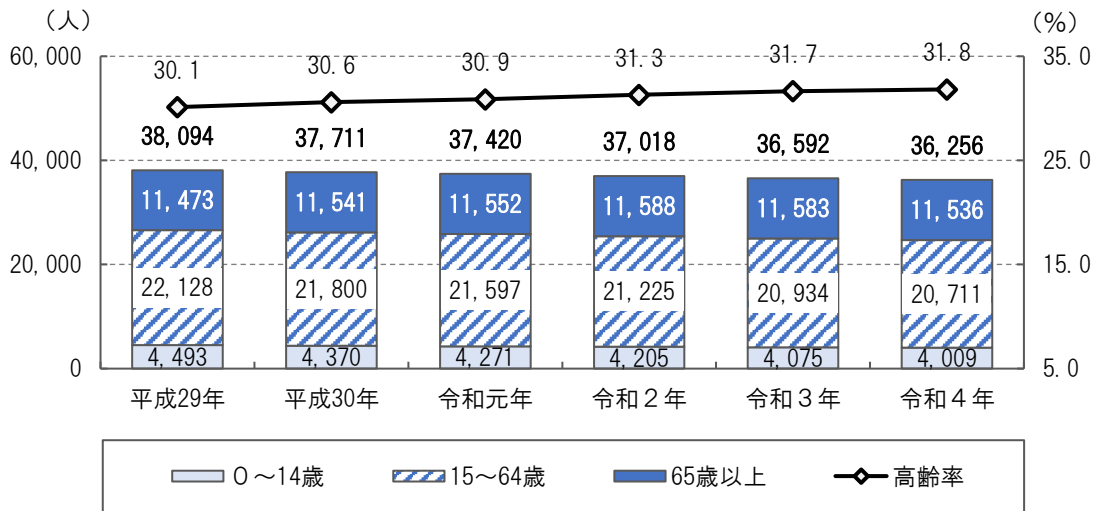
第2章 障がい者数の現状と制度の動向

1 瑞浪市の人口の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、令和4年で36,256人となっています。また、高齢化率は年々上昇し、令和4年で31.8%となっています。

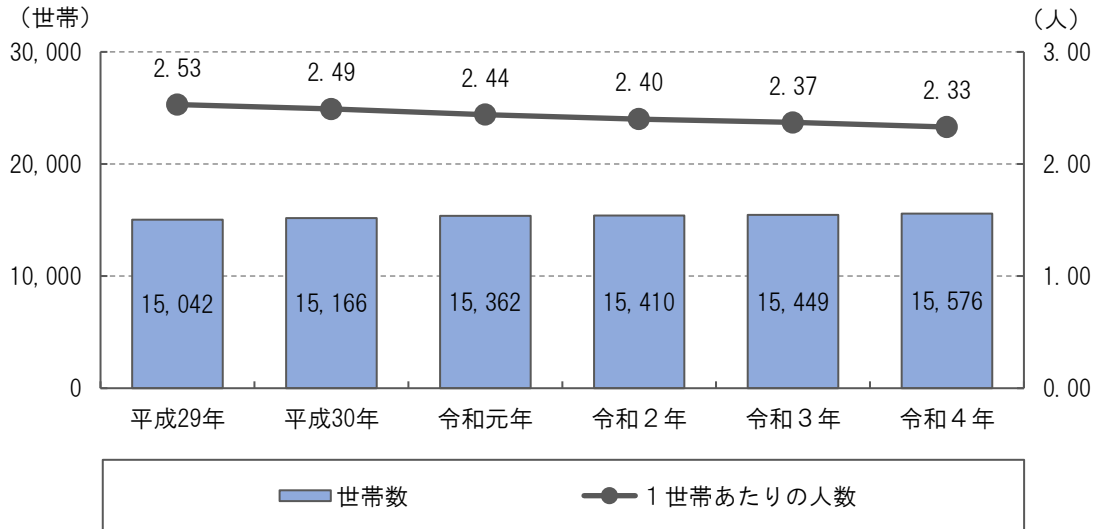
また、世帯の状況を見ると、世帯数は増加しているが、1世帯あたりの人数は減少していることから、単身世帯の増加や核家族化が進んでいることがうかがえます。

図2.1 人口の状況



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

図2.2 世帯の状況



資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

2 瑞浪市の障がい者数

(1) 障害者手帳所持者数からみた動向

① 障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は全体的に減少傾向にありますが、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

また、総人口に占める障がい者の割合は増加傾向にあります。

表2.1 障害者手帳所持者数の推移

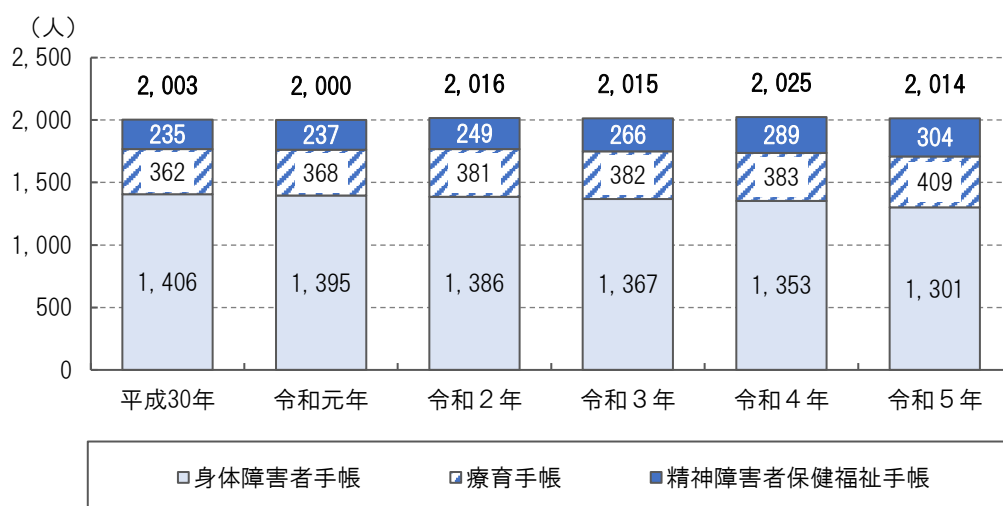
単位：人・%

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
身体障害者手帳所持者数 (A)	1,406	1,395	1,386	1,367	1,353	1,301
療育手帳所持者数 (B)	362	368	381	382	383	409
精神障害者保健福祉手帳所持者数 (C)	235	237	249	266	289	304
障がい者数 (D) = A + B + C	2,003	2,000	2,016	2,015	2,025	2,014
人口 (E)	37,717	37,440	37,036	36,817	36,355	35,928
人口に占める割合 = D / E × 100	5.31	5.34	5.44	5.47	5.57	5.61

※複数の障害者手帳を所持している人がいるため、(D) は実人数ではなく延べ人数となっています。

資料：庁内資料（各年3月末日現在）

図2.3 障害者手帳所持者数の推移



資料：庁内資料（各年3月末日現在）

② 身体障害者手帳

身体障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和4年で1,301人となっています。また、1級、3級、4級の手帳所持者の割合が高くなっています。

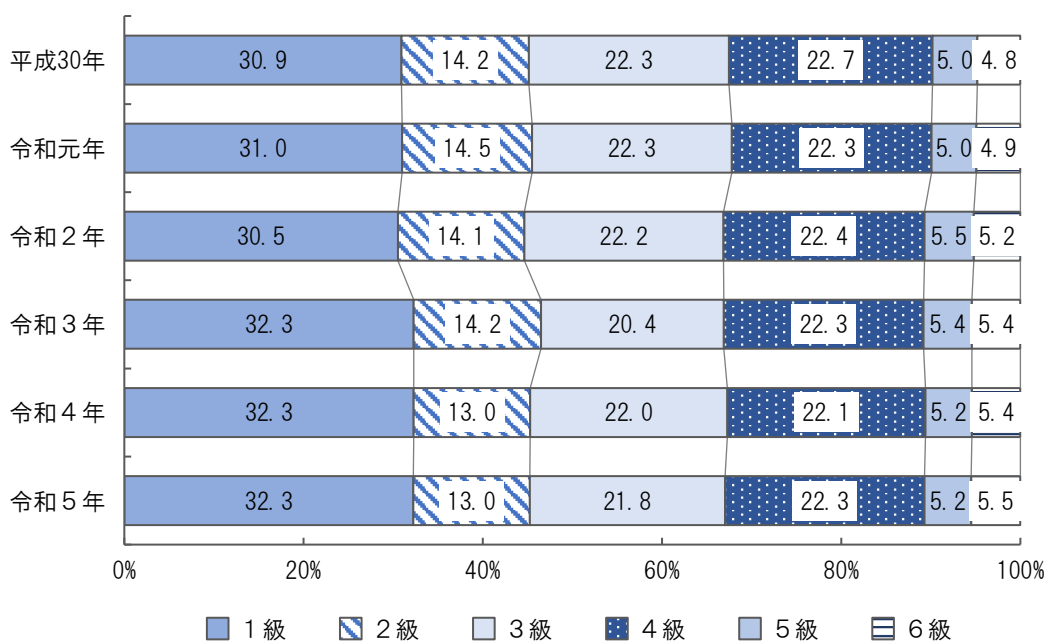
表2.2 等級別・身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級（最重度）	435	433	423	441	437	420
2級	200	202	196	194	176	169
3級	313	311	308	279	297	283
4級	319	311	311	305	299	290
5級	71	70	76	74	71	68
6級	68	68	72	74	73	71
合計	1,406	1,395	1,386	1,367	1,353	1,301

資料：庁内資料（各年3月末日現在）

図2.4 等級別・身体障害者手帳所持者割合の推移



資料：庁内資料（各年3月末日現在）

障がい種別にみると、肢体不自由と内部障がいが多くなっています。また、いずれの障がい種別でも65歳以上の所持者が最も多くなっています。

表2.3 障がい種別・身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
視覚障がい	81	81	89	97	93	91
聴覚・平衡機能障がい	104	107	111	106	102	98
音声・言語・そしゃく機能障がい	15	19	20	16	15	18
肢体不自由	745	718	700	663	650	607
内部障がい	461	470	466	485	493	487
合 計	1,406	1,395	1,386	1,367	1,353	1,301

資料：庁内資料（各年3月末日現在）

表2.4 障がい種別・年齢区分別・身体障害者手帳所持者の状況

単位：上段/人・下段/%

		0～17歳	18～64歳	65歳以上	合計
視覚障がい	手帳所持者数	1	22	68	91
	構成比	1.1	24.2	74.7	100.0
聴覚・平衡機能障がい	手帳所持者数	1	29	68	98
	構成比	1.0	29.6	69.4	100.0
音声・言語・そしゃく機能障がい	手帳所持者数	0	2	16	18
	構成比	0	11.1	88.9	100.0
肢体不自由	手帳所持者数	12	157	438	607
	構成比	2.0	25.9	72.1	100.0
内部障がい	手帳所持者数	7	91	389	487
	構成比	1.4	18.7	79.9	100.0
合 計	手帳所持者数	21	301	979	1,301
	構成比	1.6	23.1	75.3	100.0

資料：庁内資料（令和5年3月末日現在）

③ 療育手帳

療育手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度で409人となっています。また、B2判定の手帳所持者は年々割合が高くなっています。

表2.5 判定別・療育手帳所持者数の推移

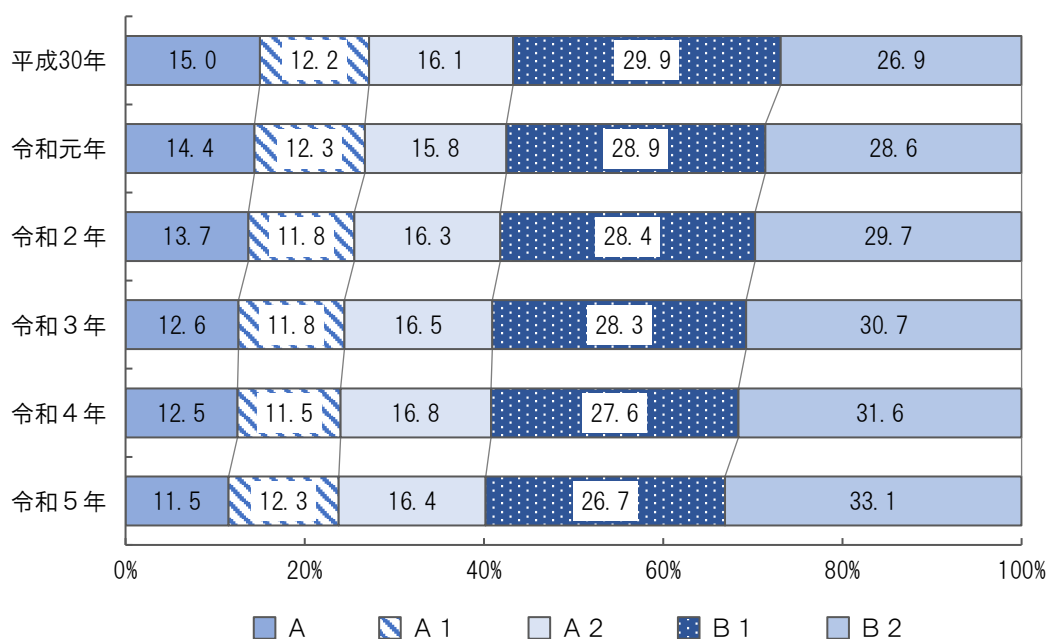
単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
A	54	53	52	48	49	47
A1（最重度）	44	45	45	45	45	50
A2	58	58	62	63	66	67
B	1	1	1	1	1	1
B1	108	106	108	108	108	109
B2	97	105	113	117	124	135
合計	362	368	381	382	383	409

※A・B判定は、現在の判定では使用していません。

資料：庁内資料（各年3月末日現在）

図2.5 判定別・療育手帳所持者割合の推移



資料：庁内資料（各年3月末日現在）

④ 精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあり、令和4年度で304人となっています。また、2級の手帳所持者の割合が高くなっています。

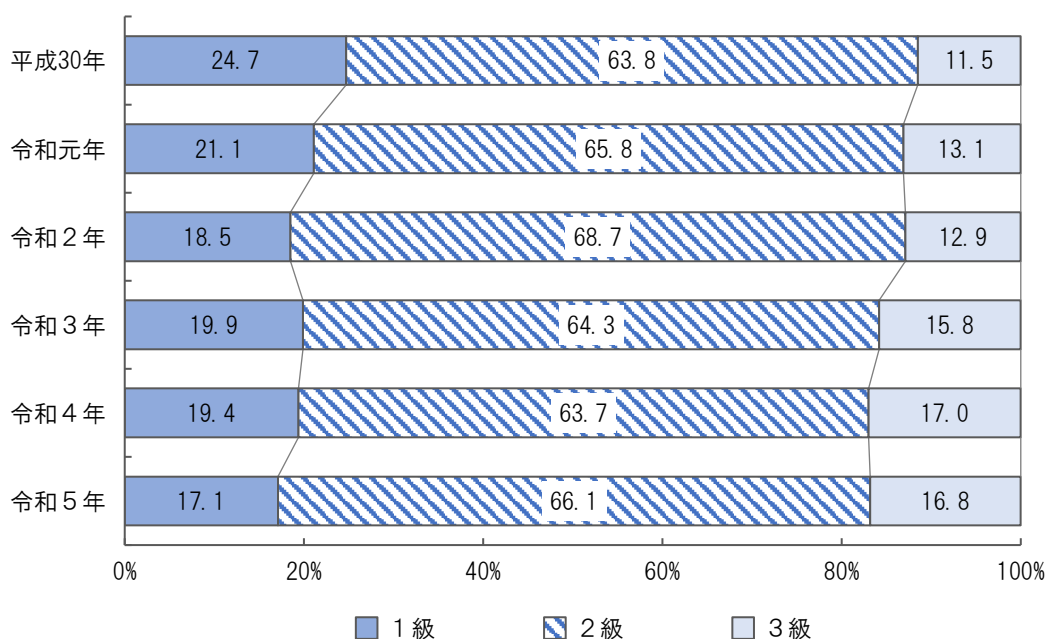
表2.6 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

単位：人

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
1級	58	50	46	53	56	52
2級	150	156	171	171	184	201
3級	27	31	32	42	49	51
合計	235	237	249	266	289	304

資料：庁内資料（各年3月末日現在）

図2.6 等級別・精神障害者保健福祉手帳所持者割合の推移



資料：庁内資料（各年3月末日現在）

(2) 医療費助成制度の対象者数からみた動向

現在、データ収集中のため、集まり次第反映します。
下記データを掲載予定です。

交

(2) 医療費助成制度の対象者数からみた動向

- ① 自立支援医療（精神通院）
- ② 自立支援医療（更生医療・育成医療）
- ③ 福祉医療費助成対象者
- ④ 難病等患者

(3) 障害福祉サービス利用決定状況からみた動向

- ① 障害福祉サービス利用決定者数
- ② 障がい者における障害支援区分別の障害福祉サービス利用決定者

(4) 療育・保育・教育の状況からみた動向

- ① 瑞浪市子ども発達支援センター
- ② 障がい児保育
- ④ 特別支援学校

器質性精神障がい	13	97
精神作用物質による精神・行動障がい	2	11
統合失調症	76	516
気分・感情障がい	189	1,158
神経症性障がい	46	293
行動症候群	1	6
人格・行動障がい	-	6
精神遅滞	9	45
心理的発達障がい	20	164
小児青年期に発症行動情緒障がい	12	90
てんかん	33	221
その他	0	1
合計	401	2,608

資料：岐阜県東濃保健所（令和4年3月末日現在）

3 近年の障がい者制度の動向

(1) 障害者権利条約の批准

平成19年9月に日本は障害者権利条約に署名し、それ以降、様々な国内法令の整備を経て、平成26年1月に批准、同年2月に効力を発生しました。この条約は、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とし、障がい者の権利を実現するための措置等について定めたものです。

(2) 障害者基本法の改正

平成23年8月に障害者基本法が改正され、共生社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが目的として規定されました。また、障がい者の定義に「発達障害」が明記されるとともに、障がい者に対する差別の禁止等が規定されました。

(3) 児童福祉法等の改正

平成24年4月に児童福祉法等が改正され、身近な地域で支援を受けられるよう障がい児支援の強化が図られました。障害種別ごとに分かれていた施設・事業の体系が、児童福祉法に基づくサービスとして一元化され、市町村が支給決定する障害児通所支援と都道府県が支給決定する障害児入所支援とに体系が再編されるとともに、放課後等デイサービス・保育所等訪問支援が創設されました。また、平成28年6月の児童福祉法等の改正において、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定されました。

令和4年6月8日に成立した改正では、下記内容について令和6年4月1日を施行期日としています。

- 児童発達支援センターの中核機能の明確化
- 児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化
- 放課後等デイサービスの対象児童の見直し
- 障害児入所施設の入所児童等の地域生活等への移行の推進

(4) 障害者虐待防止法の施行

平成24年10月から障害者虐待防止法が施行されました。障がい者の権利利益の擁護を目的とし、障がい者に対する虐待の禁止、障がい者に対する虐待を発見した場合の自治体への通報義務、養護者への支援等が規定されています。また、市町村の役割と責務として、関係機関との連携協力体制の整備、虐待防止センターとしての機能、養護者による虐待が障がい者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがある場合の立入調査について規定されています。

(5) 障害者総合支援法の施行と改正

従来の障害者自立支援法が、平成25年4月に障害者総合支援法に改正され、自立支援法にはなかった新たな基本理念が掲げられました。基本理念は、障害者基本法の目的規定を踏襲しており、共生社会を実現するため、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることをうたっています。また、制度の谷間にあった難病患者が障がい者の範囲に加えら

れたほか、重度訪問介護の対象の拡大、共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化等が定められました。また、平成28年6月改正では、平成30年4月から地域生活の支援として新たに「自立生活援助」や「就労定着支援」等のサービスが追加されることになりました。

令和4年12月に公布された改正では、障害者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障害者等の希望する生活を実現するための措置を講じることとされており、令和6年4月1日以降順次されます。

（6）障害者優先調達推進法の施行

平成25年4月に障害者優先調達推進法が施行され、障がい者の自立の促進に資するため、公的機関においては、障害者就労施設等からの物品・役務の調達推進を図るための方針を定め、優先的・積極的に調達することとされました。

（7）障害者差別解消法の施行

平成25年に障害者差別解消法が公布され、平成28年4月に施行されました。障がいを理由とする不当な差別的取扱いによる権利利益の侵害を禁止するとともに、行政機関等は、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、必要かつ合理的な配慮を行うことが義務づけられました。

令和3年5月、同法は改正されました（令和3年法律第56号）。改正法は、令和6年4月1日から施行されます。本改正により、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

（8）障害者雇用促進法の改正

平成25年に障害者雇用促進法が改正され、平成28年度から雇用分野における障がい者の差別の禁止や合理的配慮の提供義務が定められるとともに、平成30年度から法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えることが規定されました。

令和3年3月から法定雇用率が引き上げられ、民間2.3%、国・地方公共団体等2.6%、都道府県等の教育委員会2.5%となっています。令和4年障害者雇用促進法改正では、事業主の責務として障害者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の障害者や精神障害者の実雇用率への算定による障害者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障害者雇用の質の向上などが盛り込まれており、令和5年4月1日以降に順次施行されます。

（9）成年後見制度利用促進法の施行

平成28年4月に成年後見制度利用促進法が公布され、同年5月に施行されました。地域住民の需要に応じた成年後見制度の利用の促進、地域における成年後見人等となる人材の確保、関係機関等における体制の充実強化等が規定されました。

(10) 発達障害者支援法の改正

平成28年8月に発達障害者支援法の一部が改正されました。支援が切れ目なく行われることが基本理念に盛り込まれたほか、国民は個々の発達障がい者の特性に対する理解を深め、自立と社会参加に協力するよう努めること、事業主は個々の発達障がい者の特性に応じた雇用管理を行うよう努めること等が定められました。

(11) 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)が令和4年5月25日に公布・施行されました。同法は障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念（案）

《第4次計画（平成30年度～令和5年度）》

第6次瑞浪市総合計画の健康福祉分野では、「みんなで支え合い健やかに暮らせるまち」を定めています。

本計画においてもこの基本方針に基づき、障がい者一人ひとりの能力、適性、発達段階と社会環境に応じた保健、福祉、医療、教育、就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進することによって、障がい者の自立と障がい者がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現を目指します。

本計画が目指す基本理念は、第3次瑞浪市障害者計画の考え方を引き継ぎつつ、「障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現」として定めます。



《第5次計画（令和6年度～令和11年度）》

本市では、第6次瑞浪市総合計画の健康福祉分野で定められている「みんなで支え合い健やかに暮らせるまち」に基づき、障がい者一人ひとりの能力、適性、発達段階と社会環境に応じた保健、福祉、医療、教育、就労に関する施策を横断的かつ計画的に推進してきました。

本計画においても、新たな第7次瑞浪市総合計画との整合を図りながら、引き続き障がい者の自立と障がい者がいきいきと安心して生活できる地域社会の実現を目指すため、「**障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現**」を基本理念として定めます。

**障がいのある人をはじめ誰もが地域でともに生き、
ともに支え、ともに参画できる『共生社会』の実現**

2 基本的視点

本計画の基本理念の実現に向けて、次の視点を基本に計画を推進します。

I 地域での共生

共生社会では、地域のだれもが必要に応じて支援の受け手になると同時に、それぞれの特長を活かして担い手にもなります。障がい者自身も、ともに社会を変えていく主体としての役割をいっそう期待されています。障害者権利条約の理念を尊重し、障がい者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえるとともに、意思決定・意思表示のために必要な意思疎通手段や情報取得手段について、その選択の機会が確保されるなど、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ向上に取り組んでいきます。

II 差別の禁止

障害者権利条約第5条において、障がいに基づくあらゆる差別を禁止するとともに、障がい者が日常生活を送る上で妨げとなる様々な障壁を取り除く「合理的配慮」の提供が確保されるための適当な措置をとることが求められています。また、障害者基本法第4条及び障害者差別解消法においてその趣旨が具体化されていることに鑑み、障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供を推進していきます。

III 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障がい者が各ライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行うことが求められています。支援にあたっては、障がい者が日常生活または社会生活で直面する困難に着目して実施されるとともに、障がい者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があることから、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて総合的かつ横断的な視点をもって支援をしていきます。が具体化されていることに鑑み、障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供を推進していきます。

IV 障がいの特性に配慮したきめ細かい支援

障がい者一人ひとりの固有の尊厳を重視する障害者権利条約の理念を踏まえ、障がい福祉施策は、障がいの特性に応じた個別的な支援の必要性に配慮して策定することが求められています。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは程度がわかりにくく多様化しがちである点に留意する必要があります。また、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう・重症心身障がいその他の重複障がい等について、社会全体のさらなる理解を促進していく必要があります。

女性や子どもにおいては、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合や、年齢に応じた対応が求められる場合があること等から当事者のおかれた個々の状況に応じた支援に取り組んでいきます。

3 施策の体系（案）

【基本理念】

【基本目標】

【基本施策】

